

京都教育大学環境教育研究年報投稿要項

平成28年7月27日制定
令和5年6月8日改正

(発行の趣旨)

1. 京都教育大学環境教育研究年報(以下「年報」という。)は、次に示すところにより発行する。
 - (1) 京都教育大学(以下「本学」という。)に所属する教員(附属学校園教員を含む。以下「教員」という。)及びその他の研究者による環境教育並びに環境教育実践に関する研究成果を公開することを主な目的とし、京都教育大学環境教育実践センターが発行する。
 - (2) 本学に所属する教員及びその他の研究者による環境教育に関する研究論文並びに環境教育実践研究に関する資料を内容として、環境教育実践センター所員会の下に設ける編集委員会が編集する。
 - (3) 発行は原則として年1回とし、発行日は年度の末日とする。

(投稿の資格)

2. 筆頭著者として論文を投稿できるのは、本学の教員、大学院生、学部学生、研究生及び環境教育実践センター職員とする。なお、教員、大学院生及び学部学生については、退職者及び修了・卒業者を含むものとするが、本学に在職・在籍時に行った研究に関する投稿に限定する。

(論文の採択)

3. 投稿された論文の採択並びに掲載の順序は、次の条件により編集委員会において決定する。
 - (1) 論文の採択にあたっては、環境教育実践センターの研究プロジェクトによる研究成果に該当するものを優先する。
 - (2) 編集委員会は、論文の採択に係る審査を行うにあたり、当該論文の主題に関する研究分野を専門とする本学の教員に対し、その内容等について意見を求めることができる。
 - (3) 編集委員会は、論文を採択する条件として、著者に対し、当該論文の内容についての再考若しくは修正を求めることができる。

(著作権等の取扱い)

4. 採択された論文の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 年報に掲載された論文の複製権及び公衆送信権の行使については、国立大学法人京都教育大学に委託するものとする。ただし、インターネット上での公開を望まないときは、申し出により、その行使を委託しないことができる。この場合は、論文題目及び著者名を公開する。
 - (2) 前号の規定は、著者本人による論文の利用(複製、インターネット上での公開、著書への収録等)を妨げるものではない。
 - (3) 共同執筆の場合は、筆頭著者の責任において著作権問題を処理すること。
 - (4) 論文の執筆にあたって、他の著作物から引用する場合の著作権問題及びプライバシーの保護については、著者が責任を負う。

(投稿の手続き)

5. 投稿者は、編集委員が定めるところにより論文原稿及び関連する書類を提出しなければならない。
 - (1) 投稿者は、論文原稿の提出に先立ち、「論文投稿予定票」を提出し、論文の投稿予定について編集委員会の了解を得なければならない。「論文投稿予定票」の提出期限(原則として9月末日とする。)は、編集委員会が定める。
 - (2) 投稿者は、次項に定める「執筆要領」にしたがって作成した論文原稿及び「論文投稿票」を、

編集委員会が指定する期限（原則として11月15日とする。）までに提出しなければならない。

（執筆要領）

6. 執筆要領は、次のとおりとする。

(1) 原稿はテンプレート（Word版、一太郎版）にしたがって作成し、印刷イメージの電子ファイルとA4判用紙を用いて作成したものを1部提出する。

(2) 和文原稿は、42字×38行とし、刷り上がりページ数15ページ（図、表、写真、文献等すべてを含む。）までとする。なお、原則として当用漢字及び現代仮名遣いを使用し、横書きで執筆するものとする。

(3) 英文原稿は1行65字で、ダブルスペース25行以内を標準とし、28枚、刷り上がりページ数15ページ（図、表、写真、文献等すべてを含む。）（刷り上がり1ページは原稿約1.8枚）までとする。

(4) 記載の順序は、次のとおりとする。

① 標題（和文）

② 著者名（和文。右肩に*1, *2, …等の番号を付し、本文1ページの脚注に著者の所属を記す。）

③ 標題（英文）

④ 著者名（英文）

⑤ 抄録（和文400字以内）

⑥ キーワード（和文で重要な順に3～5語記す。）

⑦ 本文

⑧ 引用・参考文献（著者名のアルファベット順）

(5) 図表はできるだけ少なくし、小形とする。

(6) 図表及び写真はモノクロあるいはカラーとし、挿入位置及び仕上がりサイズを示すこと。

(7) 引用・参考文献の記述様式は次のとおりとする。

① 単行本の場合、著者名、発行年、書名、発行所及び発行地の順とする。

② 雑誌の場合、著者名、発行年、表題名、雑誌名、巻数及び所載ページの順とする。

③ Web ページの場合、著者名、更新日付、Web ページのタイトル、URL、確認日の順とする。

(8) 註記は必要最小限とする。必要な場合は、本文の最後（文献表の前）に一括して記述し、本文中の該当箇所の右肩に1), 2) のように示す。

(9) 本文の章節の見出し番号は次の階層性による。

（第一階層） I、II、III

（第二階層） 1.1、1.2、1.3

（第三階層） 1.1.1、1.1.2、2.1.1、2.1.2、3.1.1、3.1.2

(10) 校正は、誤字・脱字並びに体裁の統一等に限るものとし、内容の添削及び変更は認めない。

(11) 別刷りの作成はしない。但し、別刷り体裁のPDFデータを投稿者へ渡し、投稿者による印刷は自由とする。

（事務）

7. 「年報」の編集及び発行に関する事務は、編集委員会が行う。

（雑則）

8. その他「年報」の編集及び発行に関して必要な事項は、環境教育実践センター所員会が定める。

附 則

この要項は、京都教育大学環境教育研究年報第25号（平成29年3月末発行）から適用する。

附 則

この要項は、京都教育大学環境教育研究年報第30号（令和4年3月末発行）から適用する。